

臨時株主総会招集のための基準日設定公告

平成 30 年 10 月 17 日

株主各位

佐賀県神埼郡吉野ヶ里町三津 166 番地 13
株式会社トワード
代表取締役 友田 健治

当社は、平成 30 年 11 月 14 日に開催予定の臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、平成 30 年 10 月 31 日を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その議決権を行使できる株主といたします。

株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号
三井住友信託銀行株式会社

事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

以上